

業 務 仕 様 書

1 件名

令和7年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

3 事業目的

資源価格の上昇による物価高騰や人手不足等に起因して、飲食店では利用食材の見直しや調達先の切り替えなどの動きが加速している。

そこで、愛媛県（以下、県）では、首都圏及び近畿圏等の食品卸売業者と連携した愛媛県産食材（以下、県産食材）の販売を通して、県産食材を継続的に取引する飲食店を開拓するとともに、飲食店でメニューフェアを開催することで、県産食材の取引拡大を図る。

事業実施にあたっては、通常委託契約に加え、あらかじめ定めた成果指標や支払基準に基づき委託料を支払う成果連動型民間委託契約により実施する。

4 委託業務の内容

本業務は成果連動型民間委託契約の手法を活用することから、以下に基づく事業内容とするが、それぞれの実施手法は民間事業者の提案に委ねるものとする。

具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に県と協議の上、決定するものとし、6の「事業計画書」において定めるものとする。また、事業者は、進捗状況によって県と協議の上、手法の変更を行うことができる。

(1) 食品卸事業者と連携した飲食店開拓（成果連動型委託契約）

大都市圏の食品卸売業者と連携し、県産食材と飲食店とのマッチングによる成約を獲得するとともに、継続取引につながる新たな飲食店を効率的に開拓し、本事業終了後も取引が自走する道筋をつけた県産食材の販路拡大を目指す。

○委託期間：5月～2月（10月間）

○連携する食品卸売業者：6者以上

※提案のあった食品卸売業者と県が指定する食品卸売業者の中から協議のうえで決定

○県産食材の継続取引飲食店※：7の支払条件等のとおり

※複数回同一食材（品目）の取引実績があり、（2）のメニューフェア終了後も継続して取引のある飲食店

[内容]

ア 食品卸売業者の提案・選定及び県産食材の提案のサポート

イ 食品卸売業者の産地訪問や現地商談会の開催及び販売する県産食材の決定

ウ 食品卸売業者の手法に合わせた販促支援

（食材カタログやチラシ、オンラインショップなどでの愛媛特集の実施など）

エ 県産食材の利用に積極的な飲食店の開拓及び継続取引に向けたサポート

(2) 大都市圏飲食店でのメニューフェアの開催（通常委託）

県産食材の取扱いを定着させ、利用促進・取扱量の増加に繋げるため、上記（1）で開拓した飲食店でのメニューフェアを実施する。

○フェア期間：1 カ月（9 月～2 月の間で1 回以上）

○実施店舗：継続取引見込み飲食店のうち、50 店舗以上

○フェア参加条件：県産食材を利用したメニュー選定・提供

[内容]

ア 飲食店への企画説明・メニュー選定

イ フェア告知（グルメサイト上等での特集ページの企画）

ウ フェア実施（メニュー提供）

(3) 効果測定

上記（1）では、ウにより販売した県産食材の販売実績（品目別の販売件数及び売上総額）及び複数回同一食材（品目）の取引を行い（2）のメニューフェア終了後も継続して取引のある飲食店を県に報告すること。

また、上記（2）では、県産食材の利用件数、フェア開催時の来客数及びフェア特集ページの閲覧数などを測定し、業務の実施効果を分析した上で県に報告すること。

(4) その他

上記業務以外の追加提案については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

5 再委託の可否

- (1) 受託者は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明らかにした書面により県の承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) (1) により、受託者が再委託を行う場合は、県は当該再委託に伴う再委託先の行為をすべて受託者の行為とみなし、受託者に対して契約上の責任を問うことができる。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

7 支払条件等

(1) 成果指標

本事業の変動費の支払基準となる成果指標は、下記のとおり。

- ・県産食材の継続取引飲食店数

※ 複数回同一食材（品目）の取引実績があり、メニューフェア終了後も継続して取引のある飲食店

（使用した県産食材の販売実績（品目別の販売件数及び売上総額）及び複数回同一食材（品目）の取引を行い、メニューフェア終了後も継続して取引のある飲食店の報告が必要。）

(2) 支払額の算定

本事業の支払いは、「固定費」と「変動費（成果連動費）」の2種類によって構成される。変動費（成果連動費）については、成果指標の達成状況に応じて、下記の計算方法で算定するものとする。

- ・変動費の支払額 = 飲食店開拓報酬 × 店舗数

※ 飲食店開拓報酬：7-(1)の成果指標を満たした飲食店1店舗につき18,600円

※ 7,440,000円（400店舗）を上限とする。

(3) 検査

県は受託者から提出された実績報告書をもとに、業務の完了及び成果を確認し、受託者に通知する。なお、成果の確認にあたっては、必要に応じ、取引実績に関する書類の提出を求める場合がある。

(4) 支払

受託者は、県からの通知を受領後、業務委託料を請求することができ、県は受託者からの請求書受領後、受領した請求書に係る金額を支払う。

8 秘密保持

(1) 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使
用しない。

(2) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県地了解なく公表
又は使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、県に協議すること。

10 その他

(1) 業務の実施にあたっては、県と協議を重ねながら実施すること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上処理するものとする。